

## 第5回「地域力再生機構(仮称)」研究会 議事要旨

---

■日時:平成19年度11月2日(金)17:00~18:38

■場所:中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室

■出席者:高木座長、秋池委員、逢見委員、大西委員、岡委員、岡島委員、佐藤委員、鈴木委員、瀬戸委員、田作委員、中村委員、野村委員、松嶋委員、安永委員、米田委員  
大田内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、藤岡政策統括官(経済財政運営担当)、山崎官房審議官(経済財政運営担当)  
八代経済財政諮問会議有識者議員

(注)各委員が有する個人的な知見を勘案し、委員にご就任頂いているものであり、所属する組織を代表する立場で参加・発言頂いているものではない。

---

### 1. 開 会

○高木座長 それでは、定刻になりましたので、第5回『「地域力再生機構(仮称)」研究会』を始めさせていただきます。早速、議題に入らせていただきます。

まず、先日のWG合同打ち合わせ会合での議論を事務局にまとめていただいております。これは既にお配りしてあるはずでございますが、それについて、山崎次長から御説明をいただきます。お願いします。

○山崎次長 (資料に沿って説明)

○高木座長 ありがとうございます。

本日の議論を土台にして最終報告の案をまとめて、次の研究会ではその報告の骨子案を御議論いただくということを御承認いただけますか。勿論、事前に文案を配付することになります。そういった意味では、本日が最終報告をまとめる前の、実質的な議論を行う、かなり最終に近い会議になるという前提で、ずばずばおっしゃっていただきたいと思います。特に御意見なければ、資料の順に進めていきます。そういう方法で進めてよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○高木座長 「1. 地域力再生機構(仮称)の支援対象」は何度か議論いたしましたが、こういうことでよろしゅうございましょうか。Iの1です。

鈴木さん、どうぞ。

○鈴木委員 意見というよりは、お聞きしたいこととお願いですが、支援対象として、私どもは今まで企業と3セクという2つを挙げてきましたが、こういう話があります。

駅前の再開発事業で、地権者が組合をつくって再開発ビルを建てました。その中には、地公体は入っていないので、3セクではありません。ところが、そのビルの運営がうまくいかなかったため、地公体がテナントとして入って支援をしています。それでもうまくいなくなっているケースがありまして、そういう場合でも、地域力再生機構の支援対象にさせていただくと、いろんな形で債権者の話が通りやすい、あるいは地公体が再生のところで、何らかの支援をする上での大義名分が立ちやすい。こういうものは対象になるのだろうか、なら

ないとするならば、なるようにしていただけないだろうかという声が寄せられています。

これは中間的な話ではありますが、現実には地域でこういう要望があるとすれば、対象にさせていただいた方がよろしいのではないかという気がします。

○高木委員 文言的には排除していませんね。山崎さん、お願いします。

○山崎次長 具体的なケースは、今のお話だけでは対象となるかどうかはわかりません。今、我々は地方公共団体からいろんなニーズを聞いています。今回の最終報告は法律条文を書くつもりではなく、大きな考え方をまとめて頂きますので、個別ケースはまた御相談しながらやっていきたいと思えます。

○鈴木委員 そういう形もこの中で読み取れるのであれば、それでいいと思えます。

○藤岡室長 3セクと中規模企業の境目は、3セクの場合は何らかの公的な関与がないと収支計画が立っていないという点が違い、中規模企業で読むか、3セクで読むかはグレーゾーンで、そういった事例はなるべく受けられるような方向で検討させていただきます。

○高木座長 具体的に再生できるかどうかは別として、支援企業の検討対象としては排除していないということで、御了解いただけるのではないのでしょうか。

ほかに御意見がなければ、支援対象はこんなところでよろしいでしょうか。

それでは、次にいきます。「(2)支援基準」でございますが、これはいかがでしょうか。こういうところでよろしいでしょうか。米田先生、どうぞ。

○米田委員 前回も申し上げましたが「(2)支援基準」の「(iii)過剰供給構造の解消を妨げるものでない」とありますが、地方をもし活性化させようということであれば、地方の主要産業としては、現実的には建設業と農林水産業という地方がたくさんある中で、建設業というのは1つのターゲットになるのではないかと思います。建設業そのものが供給過剰状態にありまして、こういうことが書いてありますと、建設業は対象外であるというイメージを受けるのですが、どのように解釈すればよろしいのでしょうか。

○高木座長 それは、その後の(ウ)に書いてあります。「(ウ)『過剰供給構造』の業種・業態については、産業再生機構と同様、通常の支援基準に加え、別途定める基準に照らし、経営効率化、収益性向上等の努力を行うことにより、過剰供給構造の是正及び再生の確実性が確保できるか、慎重に判断する必要がある」ということです。

産業再生機構は、ゼネコンについては、統合できるか、数が減らせるか。つまり、過剰なものを更に過剰にするということにならないかという点を厳しく審査しました。しかし先生ご自身がいろいろなところで書いておられるように、業種転換ができるかということなども、これから入ってくると思えます。(ウ)で、そういう問題を検討しようということだと思います。(ア)の(iii)はゾンビ企業をそのまま延命しないという原則をうたったものだと思います。

田作さん、どうぞ。

○田作委員 今の(ウ)のところですけども「産業再生機構と同様」というのは、どこへかかるんですか。「産業再生機構と同様」というのは「通常の支援基準に加え」の後ろに「別途定める基準に」とありますが、産業再生機構に別途定めるというのはありましたか。

○高木座長 建設業においては、ありました。

○田作委員 そうでしたか。

○山崎次長 趣旨をもう一遍明確に申し上げますと、通常の支援基準に加えて、全体が確かに過剰供給構造になっていますけれども、それについても、延命ではなくて、経営効率化や収益向上に結び付くものであればやっていきたいと思いますという内容で、別途基準みたいなものを考えていこうというものです。産業再生機構では建設業がございましたけれども、地域力再生機構では、それ以外もあるかもしれません。当然必要に応じて対応していくことだと思います。

建設業以外も考え得るという意味で、基本は同じですという趣旨で書いたつもりであります。

○高木座長 ほかに御意見ございましょうか。

そういう前提で「(2)支援基準」は、こんなところでよろしいでしょうか。

米田先生、そんなところでよろしいでしょうか。

○米田委員 なるべく温かい御配慮をよろしくお願いいたします。

○高木座長 結局、産業再生機構のときには、ゼネコンはやりませんでした。

地方周りを始めて、この間北海道に行ってきましたが、おっしゃるとおり地方はゼネコンがかなり多く、全然やらないわけにはいかないだろう。後でまた米田先生に教えていただきますが、業種転換などをやらないといけないのだろう。もっと大変な仕事になっていくなと思いました。

では、「②3セクの支援基準」に入ります。これはいかがでしょうか。特にこの中で問題なのは、両論併記になっている(イ)です。つまり、簡単に言えば(イ)の1つのポツは、民間企業と3セクも同じ支援基準ということ。もう一つのポツは、3セクの場合には、収益改善がなかなか難しいとしても、公共のニーズ、住民のニーズといった点から残さなければいけないものがあるかもしれない。その場合には、例えばそのニーズに応じて、地公体がある程度の補助をするという前提で助けなければいけない場合もあり得るのではないかと。もっと具体的に言うと、秋池さんがやったバスの会社で、どうしても残しておきたい路線がある。これは民間企業としては廃止したい。でも、地公体が補助するというから仕方ない、続けましょう。ただ、補助を打ち切るときはやめますという前提でやったわけです。そうですね。

○秋池委員 そうです。

○高木座長 だから、端的に言えば、そういったことも考えていかなければいけないのではないかと。これが下のポツです。

そんなことを言わないで、やはり上のポツで、そんな例外は認めてはだめだということなのか。いかがでしょうか。岡さん、どうぞ。

○岡委員 その2つに関しては、最終的には両論併記もありかと思えます。3セクの問題は、経営の実態がよくわからないところにある。株式会社の形態をとっているのだから、収益を上げることを前提としているのであろうが、実態はどうなのだろうか。みんな薄々と収益が上がっていきそうにないと感じていても、実態がよくわからない。その透明性を上げることに意義があります。

負担を伴いますけれども、ある程度の補助金を出してでも地域で必要なんだということであれば、そういう3セクは生かす可能性があるのではないかと。透明性が高まり、幾らまでの負担になるかがわかるということが非常に重要なことなのではないかと思えます。

この資料の真ん中の注が、どういう位置づけになるのがよくわからなかったのだから、もしかすると、解釈が間違っているかもしれませんが、意見としては、そういう意見を持っております。

○高木座長 なるほどね。秋池さん、どうぞ。

○秋池委員 私も2つのポツは対立する概念ということで、どちらかを選ぶということではなく、基本的にはやはり1つ目のポツなんだと思います。健全な市場経済を地方にももっと敷衍しましょうということだと思います。

ただ、ただし書きとして、2つ目のポツのように、今、岡委員もおっしゃいましたけれども、やはり透明に、バス会社の場合もすべての路線に対して幾ら必要ですというのは、全部再生計画に書き込んだわけです。

○高木座長 個別的にですね。

○秋池委員 はい。ですから、そういうものがないと、一旦地域力再生機構で救ったとしても、将来また再生計画を達成できずに、補助金も出ず、二次破綻が起きてしまつては全く意味がございませんので、それは厳しく見るということかと思っております。

○高木座長 今の秋池さんのような考えを加味して、わかるようにしていただくということによろしいですか。野村先生、どうぞ。

○野村委員 前回は申し上げたことですが、表現になかなかうまく反映されていないような気がしますので、もう一度重ねて申し上げさせていただきます。

地公体が出しますと言えば、それでいいというわけではないと思います。地公体の財政規律という問題もありますので、要するに、支援しますと言えば支援できるわけではありませんので、結局は延命をして、最後はどうなるかという恐らく共倒れになる。そうだとすれば、出しますと言っている地公体の財政支援が、果たして地公体の体力にとって可能なものなのかどうかということを吟味しないと、出せないのではないかと思うんですが、これは相当ハードルが高くて、実際はそこまで全部ディスクローズしていただいてやれるという計画で、私たちの地公体としては支援し続けることができますということを書いていただかないと、支援が難しいこととなります。そうすると、その但し書きはかなり狭い範囲になってくるのではないかと思いますので、その辺りは少しがをはめていただかないと、むしろ、本文よりただし書きの方がふくらんでしまう危険性があるのではないかという気がしました。

○高木座長 地域力再生機構を実際にやるスタッフは、民間の人がほとんどですから、野村先生がおっしゃることはよくわかるし、またそういうことを考えていかなければいけない。その点は、ちゃんと書くにしても、スタッフは民間でやりますから、地公体の人がこう言ったから残しましょうということには、まずならないと思います。でも、できるとひとり歩きますから、文章はまとめる段階で気をつけましょう。

ほかに御意見ございますか。松嶋先生、どうぞ。

○松嶋委員 私は後半の説明に賛成です。もともと第3セクターをやることに、私は賛成しているわけです。なぜかといいますと、第3セクターで公益性があるもの、ないものがありますが、いずれも経営が悪い。それを先送りしてきているわけです。理由はいろいろありますが、ほとんど先送りが多い。したがって、政府が関与して、ある程度強制力を持って抜本的にやらないといけません。それをやることは賛成だと言っているわけです。

したがって、収益性だけで民間企業と同じような基準でやりますと、それに該当しないところはだれがやるんですか。それをやらないと言うんだつたら、余り地域力再生機構がやるような必要性はないんです。実施主体ができないから、どうしても公益性があるものは残さなければいけない。そこに補助金が要るかどうか

わかりませんが、そういうぎりぎりのところで、公益性というところでやらなければいけないけれども、その決断、実行が自治体はできないんです。だから、是非地域力再生機構でやっていただきたいと思っております。

○高木座長 ②のところは、こんなところでよろしいでしょうか。

それでは「2. 地域力再生機構(仮称)の組織・体制」です。

(1)の委員会方式は、これでよろしいですか。つまり、取締役会と別に委員会を設けるということです。よろしいですね。1つの特徴になります。

問題は(2)です。特に(ウ)です。2年で切るか。例外は認めるのか。

これは先ほど次長からの御紹介のとおり、だらだらするなという御発言が経済財政諮問会議の席上でもあったということです。今日、御欠席の座長代理の齋藤山形県知事から特に御指摘がございまして、やはり地方議会の知らないところで案件を出すわけにいかない。そうなると、地方議会に諮ったり相談するという手順が必要になる。そうなると、ちょっと2年はきついと御指摘を頂いております。かなり強い御意見のようです。そこでここに書きましたように例外的であるということを強調した上で、例外を認めるかということですが、いかがでしょうか。

松嶋さん、どうぞ。

○松嶋委員 何回もしゃべって申し訳ありませんが、例外を認めるべきだと思います。

私が経験した例でも2件あります。議会の承認がない限り、金銭の支出を伴うものは絶対できません。そうすると、それができるまで待ってくれと言われて、1つは調停、1つは裁判になったんです。裁判の和解は、東京都の間やった例の第3セクターが3つありましたね。かなり大きい裁判の和解でしたが、これも都議会の承認を得るまで、とにかくだらだら延ばすしかないんです。これがスムーズにいけば、議会の承認も取れるんでしょけれども、やはり市民や都民を巻き込みますし、今まで税金を何回か投入してきたという例だと、責任追及の問題もございまして、議会でそんなにすんなりいくわけではない。2年といいますが、1年目で直ちにやれば2年ありますけれども、持ち込むのに1年かかった後は、1年しかございませんで、やはり限定して例外も認めるべきではないかと思えます。

○高木座長 ほかに御意見ございますか。瀬戸さん、どうぞ。

○瀬戸委員 地方議会対策で時間がかかることは、考慮しなければいけないのでしょうけれども、そこでタガを緩め、期間延長を裁量的にやりますと、ずるずる限りなくなってくるのではないかと。これを速やかに一気に解決するためには、エンドを決めておくべきではないか。議会対策の途中で選挙があろうが、その他いかなる事情があっても、2年にプラスして半年の2年半とか、そういうふうどこかで決め打ちしておくべきでしょう。裁量で延長できるような仕組みはやめた方がよろしいのではないかという気がします。

○高木座長 中村さん、どうぞ。

○中村委員 (ウ)の第1行目の右側にあるとおり、ここでおっしゃっているのは、恐らく地方議会のスケジュールの関係などが主だったものであって、定期的に議会が開かれたり、委員会が開かれたりする中で、どういうふうな3セクの議論がなされるのかというのは、実は議会の議事の進行にも関わってくる問題でもあります。したがって、下から4行目「真にやむを得ない場合に個別に認める」ということは、そういったところだと理解すれば、私は納得できるものだと思います。

○高木座長 おっしゃるとおりだらだらしてしまうと困る。例外があるということであてにされても困る。

この前、北海道に行ったときに申し上げたのですが、総務省のお話でも25%以上地公体が出資している3セクのうち、2,500は赤字3セクですから、とても全部はできません。地域力再生機構がやれば地方議会が通しやすくなるのですから、早いもの勝ちで持ち込んで貰わなければいけません。法律が通ったらすぐに持ってきて、うちが一番だというぐらいにやらないといけないともうしあげました。5月に機構が設立されてから持ち込まれるようでは、順番待ちで10年先になってしまう。そうなったら、期限切れで結局やれないことになってしまうのだから、早いもの勝ちで持ってきて下さいと言いました。それをこれから先、徹底させていきたい。

しかし、松嶋さんが御指摘のような問題もあると思います。それから、齋藤知事のおっしゃるような問題があると思いますので、極めて限定的な例外を認めるということでまとめていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○高木座長 それでは、次にいきます。

3の(1)の「①人材面での支援の位置づけについて」です。御意見ございますか。

岡島先生、お願いします。

○岡島委員 前日も申し上げたんですが、逆に事務局の方にも伺いたいと思っているんですが「一部例外的なケースにおいては」という「例外的」というものをどう解釈するかというお話だと思っております、どういうものを想定したときには、単独の人材支援ができるのかというところを伺いたいと思っております。

財務支援だったり、事業支援をやるとすると、ビジネスモデル的には収益性というものはある程度確保できるのではないかなと思うんですが、多分、人材だけを出すときに、どういったビジネスモデルにするのかというつくり込みが非常に難しいのではないかなと思っております、どんなケースであれば、例外的と認められるかというところは、ある程度限定しておかないと、この機構自体が人材派遣会社みたいになってしまうのも、余りよろしくないかなと思っております、その点を伺わせていただければと思います。

○高木座長 第3セクターは、市役所の部長さんのような経営に素人の方が交代で経営しておりますから、上手くいっていないので、人材派遣会社などから優秀な経営者人材を派遣して経営してもらってやったら、すぐにでも黒字になるものがあります。それを地域力再生機構としては、どういう形でやるのか。人材派遣会社を紹介してそれで終わりなのか、それとも人材派遣会社から紹介してもらって、地域力再生機構として推薦するのか。それとも更に地域再生機構が派遣するのか。その辺の問題です。もし人材派遣会社にアウトソーシングするならば、その費用も払えるような仕組みも必要です。ただ、その人材について地域力再生機構が責任を負うようなことがあってはいけません。事業再生計画をつくるわけではないですから。

中村さん、どうぞ。

○中村委員 人材面での支援での例外的な規定というのは、3セクの現在の経営陣がお力を発揮されていないような場合に、人材という形で、まさに経営者を入れ替えて再生を図るもの以外に、民間企業でもこのようなケースがあり得るということをご想定しておられるのでしょうか。

○高木座長 民間企業のことまで考えていなかったけれども、あり得るのかもしれない。選択肢はとっておいてもいいのではないですか。

秋池さん、どうぞ。

○秋池委員 この件で私が気になっておりますのは、民間に人材をサーチする会社とか、派遣する会社とか、

この種の能力を提供するような会社もある中で、あえて地域力再生機構がやることになると、必ず民業圧迫だとかそういう話が出てくるということです。人材がいなくて困っている会社というのは、日本全国にたくさんありますから、これも認めますと言いますと、無数に持ち込まれてしまうおそれもあると思っています。余りにオープンにし過ぎると、ちょっと難しいのではないかと思います。

○高木座長 大西さん、どうぞ。

○大西委員 論旨は秋池さんと同じなんですけれども、地方の会社で人を派遣してといっても、結構、地方の企業の場合、経営責任のリスクが非常に高いケースが多くありますので、例えば資本とか何らかの裏づけなく人を行かせるというのは、その人にとっても非常に不安定ですし、公定機関としてやるべきではないのかなと思います。

それから、新聞で100件というのがどうかは別として、結構業務はかなりあると思いますので、ここまで手を出すというのはどうかと思います。

○高木座長 ですから、この議論が出てきたのは、主として3セクだったんですね。私は口を滑らしましたけれども、秋池さんが御指摘のように、また大西さんが御指摘のように、場合を多少限定した方がいいのかなと思います。

藤岡室長、どうぞ。

○藤岡室長 確におっしゃるように、民業圧迫ということがあるんですけれども、人材面の支援は、経営人材プラス $\alpha$ で、いろんなノウハウも含めて支援する。デューデリとかそういうことも含めて、全体を支援するという意味が1つあるということ。

あと一つ、この形は民間企業というものもあるんですけれども、例えばいろんな試みの中で、公的にはしっかり自分たちでやります。しかし、まさに高木先生がおっしゃるような経営をしっかりとやっていただきたいんです。ある意味で、それは契約上のことですが、限定的な意味での支援になるわけです。そうすると、経営責任もとれという形には当然ならないと思うんですけれども、そういう前提の形での支援もあっていいのではないかと考えています。

○高木座長 田作さん、どうぞ。

○田作委員 私はいつも言っているように、この機構というのは、3セク処理機関だと割り切っていますので、3セクであれば、先ほど中村さんが言われたみたいに、ある程度人を出すのもよさかではないですけれども、民間企業については、今、多くの方が言われたように、既にそういうことをやっていますし、例えば中小企業基盤整備機構などでも、それぞれのところで、一種の中継ぎマネージャー(interim manager)みたいな人を派遣する仕組みなどをつくっているわけです。それも活用しないところに、ある意味ではおせっかいなぐらいに、俺が指導してやるとばかりに国の関与した機関が乗り出すというのはどういうことなのか、私は理解できません。

それから、今、新聞をにぎわわしている食品等の問題があります。私もいろんなその手のものに実は関与しております。見ていてわかるのは、ガバナンス問題です。不良債権などは関係ありません。

ガバナンスとは何かというと、経営者に対する規律づけです。それは株主が規律づけなければいけないのですが、株主が経営者ですから規律づけられない。従業員が規律づけようと思うと、首を切られる。金融機関がやろうと思っても、優良企業で貸し出しがない。市場での規律づけしかないわけです。そういうところは、

今回市場で規律づけられているわけで、幾らこちらがあいつらはどうしようもないと思っても、こちらの権限で人を送り込むのは無理だと思います。それはこの前の議論と同じで、社会主義ではないわけですから、そこに非常に無理があるということで、これはやはり3セクに限定すべきだと思います。

○高木座長 そういう御意見が多いようでございます。主として、3セクが対象なのだというようなニュアンスでよろしいですか。よろしければ、そういうことでまとめたいと思います。多分3セク以外のところは、余りそういうことまで手を出してはいけないのでしょう。全く例外がないとは断言できませんけれども。その辺りでおまとめ願うということで、よろしいでしょうか。

鈴木さん、どうぞ。

○鈴木委員 基本的にはそういうことでいいと思うんですが、先ほど大西さんのおっしゃった話とそのとおりだと思うんですけども、人材面だけの支援という話で人が行って、あとは資金的な支援も何もしない。その人だけに任されたとなったときに、うまくいかなかったケースは過去にいろいろあるわけです。そのときに地域力再生機構から派遣はしたが支援は一切しないと言うことで、それでもつのかということは、私も大西さん同様かなり心配します。

したがって、人的な支援だけにとどめるものは、3セクに限るだけではなく、先ほど座長がおっしゃっていたように、慎重な扱いにするという2段階構えにした方がよろしいかと思えます。

○高木座長 おっしゃるとおりだと思います。その点は、当然、大西さんの御指摘にもありましたけれども、そこまで責任をとるのではないということを明確にしておかないといけない。それでも、地域力再生機構が出したのではないかなどと後で言われないような仕組みを考えなければいけない。

秋池さん、何かありますか。

○秋池委員 今、大西さんと鈴木さんがおっしゃったところは、私もまさに同意するところで、結構苦勞すると思います。株主から送り込まれたわけでもないのに行った方というのは、何の背景もありませんから、別にそこで働く方がこの方の言うことを聞かなくてもいいという組み立ての中でいくわけなので、それが本当にできるんだろうか。なおかつ、そのリスクを機構が負えるんだろうかということが、気になる点の1つです。

もう一つ、これはかなり限定的だと言わないと、それなりの数を申し込まれてしまいますと、機構の職員もそれほど人数がいるわけではなくて、社長のみならず、若手も送ることになると、結構業務量も膨大になるおそれがありますので、そこを事前にシミュレーションする必要があるかと思えます。

○高木座長 野村さん、どうぞ。

○野村委員 先ほどの藤岡さんの御説明は、何となくコンサルティングみたいな形のイメージの発言でして、まさに契約でコンサルティングをするという形で能力のある人がアドバイスに行きますということをおっしゃっておられたんですが、それとここに書かれている人材面の支援というのは、かなりギャップがあって、もしそんな話であれば、こういうふうにまとめるものではないだろうという感じがします。ここに書かれているものは、まさに先ほど来、私たちがイメージしているような、人をまず経営者として送り込むというかなり大きなプロジェクトになると思うので、そこを事務局に整理していただいて、どういう程度のものを想定しておられるのかを考えていただいた方がいいと思います。

○高木座長 わかりました。

それでは、①については、こんなところでよろしいですか。



②はこれでよろしいですね。皆さん、御意見があったらおっしゃってください。

③もよろしいですね。

(2)はいかがでございましょうか。

○佐藤委員 確認だけなんですけれども、機能・業務のところは、支援決定や買取決定で定義づけられていると思いますけれども、産業再生機構が有していた機能をそのまま引き継ぐという理解でよろしいですか。債権買取、融資、出資ですが、機構の機能・業務に関しては、産業再生機構が有していた機能をそのまま引き継ぐという理解でよろしいでしょうか。新聞報道にも「機構の出資金が幾らになるか」という話題も出ております。出資金の金額を決める前に、「その前提となるビジネスモデルをどういうものにするか」ということを定義する必要があるのではないのでしょうか。機構の収支を想定するためにも、業務範囲を改めてきっちり定義した方が良くと思います。

○高木座長 その点は、最初に山崎次長から説明がありましたように、今日のまとめに出ているのは、議論が残っておったところなので、今、佐藤さんがおっしゃったところは、産業再生機構でやっていた機能は、そのままツールとして全部いただいておこう。地域力再生機構としては、余り使わないものもあるかもしれないし、よく使うものもある。産業再生機構で余り使わなかったところを使うかもしれないし、逆かもしれないし、ツールは全部いただいておこうということが前提だったと思います。そういう前提でよろしかったと思いますけれども、よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○高木座長 それでは「(2) 業務フロー」です。特に(イ)の下の方に2つ要件が書いてある。簡単に言いますと、対象事業者の単独申し込みで良いが、債権者が協力してくれることと、スポンサーがつく可能性があることも念頭に入れて支援決定しようではないか。これは支援基準に高めておいた方が良くはないかという趣旨のことが書いてあるわけです。

中村さん、どうぞ。

○中村委員 A)とB)の御趣旨はよくわかりますし、そうでなければ、実質的に事業再生のシステムは動いていかないと思うんですが、ただ、支援基準にまで盛り込むかどうか。債務者単独の相談を受けて、いろんなことを聞かれていることはわかるんですが、基準という形で開示してまで、あるいは法律の中に織り込むことまで必要かどうかというのは疑問がございまして、むしろ、これは地域力再生機構の内部的な規則なり準則という形でよろしいのかなとは思いますが。

○高木座長 法律までには書かないけれども、支援基準ぐらいには書いておくかという話です。そうしないと、研究会ではここまで議論をしたんだということが残らないことになってしまうので、支援基準として明記しておく方が良くはないかということです。

○中村委員 よくわかりました。

その上で申し上げますが、そうすると、あくまで支援決定に至るまでには債務者側とすれば、金融機関であるとか、スポンサーにわかりやすいような、あるいはそれまでに説得を重ねてきて、例えばこれから機構に行きます。そういったところまで、宣告をするわけではないんでしょうけれども、ある程度の調整を経なければ、基本的には受けられませんということがはっきりとわかるような、そういう何かの宣伝の仕方をされるということでもよろしいんですね。

○高木座長 事業者単独で持ってきていたら、勿論、金融機関全員の同意をとっていますかということはいえない。だけれども、再生計画を立案する仮定の中で、主な金融機関ぐらいは賛成してくれるだろうなということ事前に打診しないで、支援決定をするということだと厳しい。

それから、できるだけワンタッチでイグジットしようという言葉が、今日は欠席の松本委員から出ておりますが、そのままの言葉ではないが、ここで表現しております。地域力再生機構が始まってから、そんな議論が出たことは知らないと言われても困りますので、支援基準として残そうと言っているわけですが、いかがですか。

○中村委員 こだわって恐縮ですが、あくまで債務者側からすると、支援決定というのは、A)とB)のような要件が満たされることを、あらかじめ知っておくことも必要なんです。相談しにくくなるようなね。そのPRの仕方を工夫していただけたらなということです。

○高木座長 だから、支援決定の段階では、そういうことを備えなければいけないということであって、持ち込みの段階で全部備えてというわけではないという前提で御理解いただきたいと思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。大西さん、どうぞ。

○大西委員 A)とB)の2つの要件で、A)はこのとおりだと思うんですが、B)はA)がそろると、ある意味では連名で持ち込んだこととほぼ同じような状態だと思うんですが、これは単独の場合にB)をあえて加えるのは、特段どういう意味があるんですか。

○高木座長 A)は主たる金融機関をイメージしているわけです。

B)は、イグジット先をイメージしているわけです。

○大西委員 それは産業再生機構と同じ、要するに、債権の買取、処分の蓋然性などの最初の基準のところに出来たと思うんですけれども、それとは別ということですか。それと同じという意味ですか。

○高木座長 特にこの研究会ではワンタッチという話が出ていますので、これが重要だなということです。あるいは産業再生機構でもう出ていれば、重複するかもしれませんが、その辺は重複関係をよく調べて、その趣旨がわかるようにしていただこうと思いますが、いかがでしょうか。

○大西委員 はい。

○高木座長 瀬戸さん、どうぞ。

○瀬戸委員 A)は、財務リストラの可能性について、それが円滑迅速にいくだろうということで当然のことなのでしょうが、B)は、再生手法の中のある1つ、要するに、スポンサーが持ち分を引き受けるという手法だけを書いているんです。再生手法について、ここまで具体的に書く必要があるのかという気がしています。その他にも、スポンサーとしてその事業の中に入り込んで再生するなど、いろんなパターンがあると思うんですが、それをこういう表現ぶりで全体をカバーできるのか。もっと広く、「再生の可能性の認められること」などの方が、幅広でいいような気がするんですが、いかがでございましょうか。

○高木座長 再生の見込みがあるなどというのは当たり前の話なので、そこまで広げてしまうのか。だから、これは文章の工夫で何かできるかどうか。今、瀬戸さんが言ったような趣旨が入れられるかどうか。要するに、スポンサーの話に限らないという言葉にできるかどうか。これは瀬戸さんの趣旨を勘案して文章を練ってみましょう。

○藤岡室長 最低限というとおかしいですけども、Aはマストで、Bというのは望ましいというような書き方で

よろしいですか。

○高木座長 望ましいが産業再生機構に比べて、この要求は強いのではないかと思います。産業再生機構に比べて小さい会社が多いですから。デッドストックを抱えてはいけないということは、かなり重要な課題ですので、何らかの形で残しておきたい。瀬戸さん、そこはわかってください。

○瀬戸委員 その点は、十分理解した上での発言のつもりですが、原則はそれであっても、ここに1本だけぼんと書くと、ほかの手法が制約されるのかなというような気がするんです。

○高木座長 わかりました。おっしゃるとおりです。

○野村委員 瀬戸先生がおっしゃっておられるのは、イグジットの仕方がこれだと1つの仕方しか書いていないという話なので、望ましいという話ではなくて、要件にするにしても、スポンサーが現れるというのは一手法として位置づけられるように書いていただきたいと思います。

○瀬戸委員 そのとおりで、入り口の支援基準のところでは1本に絞ることはないのではないかと思います。

○高木座長 わかりました。抱え込まないようにということがはっきりしておけばいいということですね。

それでは、そういう趣旨で起案させていただきます。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○高木座長 ありがとうございます。

「②情報公開」はこんなところでもいいですか。これはかなりテクニカルな問題です。

それから、③も入れていただける。特に(ア)です。これは入れていただけるということなので、結構ではないかと思えます。

④、⑤もこんなところでしょうか。よろしいですか。岡さん、どうぞ。

○岡委員 大きな問題ではないかもしれませんが、参考のところでは、一つだけ。ワンタッチでスポンサーを募る場合、スポンサーがデューデリを実施すると思います。デューデリには、スポンサーであるエクイティーホルダーの目線でやらなければいけないデューデリもありますが、実態把握などは機構もスポンサーも実施しなくてはいけません。そういう場合に、機構が行うデューデリにスポンサーが相乗りするパターンも結構あります。その場合はフィーを折半するとかという形をとることがあり、機構にとってはフィーの回収につながる。もし、参考のところでのこのように書くのであれば、多分、そちらの方が蓋然性は高いのではないかという感じがいたしております。以上です。

○高木座長 ありがとうございます。それも加味しましょう。

ほかにございますか。

ほかになければ、費用負担はこんな議論でよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○高木座長 次に「⑤経営者・株主の取扱」へいきます。これもこんな程度しか書けないだろうと思うんですが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○高木座長 それでは、次に「4. 国の関与」は、これでいいですね。

(「はい」と声あり)

○高木座長 それから「II 国の支援」の(1)と(2)で、特に御意見はございましょうか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○高木座長 それでは、今日の議論を踏まえて、参考になる御意見を随分出していただきました。

中村さん、どうぞ。

○中村委員 大変申し訳ありません。冒頭の1の「(1)支援対象となる企業」に関して、先ほど駅前再開発のことがございましたが、地方でかなり大きな問題になっているのに病院等もございます。したがって、3セクと中規模企業という、そのちょうど中間的なようなものかもしれませんが、こうしたものも軟らかくというか、柔軟に取り扱うような措置を考えておいた方がいいかと思えます。

○高木座長 それが入ってしまうと、えらいことになります。今日の議論は、そこまでやらないということで御勘弁願いたい。病院はガバナンスが大変で別のことを考えないし、公営企業をやるかどうかという問題も含まれてしまうので、本日のところはそこまではいけないと思えます。

恐らく、地域力再生機構をつくる日にちが近くなってきますと、何でそれをやらないのだという議論が、野村さんがおっしゃったとおり出てくるかもしれない。だけれども、そういうことをやれる仕組みも併せて株式会社化とか、そういうことも考えていかないと、既にいろいろ工夫でやっているところはありますけれども、大問題なので今日は御勘弁願いたい。

○中村委員 わかりました。

○高木座長 済みません。大西委員、どうぞ。

○大西委員 私も支援対象の企業のところで疑問に思ったんですが、ここは対象範囲を明確にするということなんですが、そうすると、逆にこの基準によって排除する企業もあるということなのではないでしょうか。

例えば、今回、連名でもないものですから、単独での申し込みがあるとすると、大きなIT企業が申し込んできた場合は、どういう形で関わるのかについてお聞きしたいんです。

○高木座長 山崎さん、そこはどうなんですか。これは地方がターゲットですね。

○山崎次長 それは、総論に書いてあります。

○藤岡室長 これはまさにこの法律の趣旨で、地域の経済力を成長させ云々という趣旨に沿って判断することになると思います。

○高木座長 そうだとすると、大都市はやらないのかなどというようなことにもなるんですね。

○大西委員 私が心配しているのは、そういう微妙なケースなどがあるので、具体的に要件をどう書き込むかというのは結構難しいところがあると思ったもので、質問した次第です。

○藤岡室長 その辺の判断のところは、まさにここにある委員会といったところで判断していただくということになろうかと思えます。

○高木座長 再生委員会ですね。

○藤岡室長 はい。

○高木座長 そういうことなのでしょうね。大西さんのおっしゃるような難しい問題はあるので、考えていきましょう。

それでは、そういうことで、ほかになれば、本日の議論や中間報告の内容を踏まえまして、次の第6回研究会では最終報告の中核となるような内容を案として提示させていただきたいと思えます。案の作成に当た

りましては、中間報告の際と同じように、齋藤座長代理や各ワーキンググループの主査と意見交換して、私  
が中心となって事務局の力を借りながらとりまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願  
いいたします。そ  
ういうことでよろしゅうございましょうか。野村委員、どうぞ。

○野村委員 先ほど中村委員がおっしゃったことが気になっていまして、公営企業の話なんですけれども、そ  
れについては、この報告書の中では検討課題としても挙げないということですか。全く触れないということにな  
りますか。可能性を今後検討していくとか、そういうことはだめなんですか。

○高木座長 最終報告ですから、とりあえずは対象としない形で報告するということになるでしょう。そちらの  
問題はまた別に考えていただく。将来、それもやろうということで法律を改正して加えようということになれば  
また別ですけれども、これだけでも大変です。

○野村委員 わかりました。

## 2. 委員からの説明(米田委員)

○高木座長 それでは次の議題に移りたいと思います。

残りの時間を活用いたしまして、先般、第3回の研究会では御欠席だった米田先生から、御専門の建設業  
や農業に関する地域の現状と課題について是非お話しいただきたいと思っております。大変、私も関心のあると  
ころですので、米田先生よろしくお願いたします。

○米田委員 米田でございます。よろしくお願いたします。「建設業の力を活かした地域産業おこし」ということ  
でお話します。

建設業、公共事業が縮小する中で、地方の雇用が減っています。農業と建設業しかないような過疎地で  
建設業の社員が余って、農業が高齢化で足りないのであれば、建設業の余剰労働力を使って新しい企業  
型農業をつくろうとか、介護へいこうという活動を、過去6年ぐらい地方を回ってやってきております。その中  
のいろんな事例をお話したいと思っております。

建設業の現状ですが、全体的には市場が約4割縮小しております、ただ、公共事業依存の強いところは、  
本当に過疎の進むようなところは、公共事業がピーク時から約7割減というようなところが結構ございまして、  
しかしながら、雇用の方はまだ2割しか減っておりませんので、とんでもない供給過剰にあるのが、地方建設  
業の状況でございます。

その中で、とりあえず、今日は時間がない中で、農業に御関心があるということなのでお話しさせていただ  
きますけれども、農業の新しいビジネススタイルはどういう形で生まれているかということなんです、お手元  
の資料でいきなり13まで進んでしまいます。

企業の農業参入というのはどういう形があるかという、大体3つほど大きな形があります。

1つは、建設会社、農外企業のみで参入できる農業。これは農作業受託と施設栽培です。施設栽培とは、  
トマトなどの野菜工場やブロイラーなど、施設の中でつくるものは農地の上でなくてもいいので、農外企業  
のみで参入できます。

それから、建設会社とは別に農業生産法人をつくるタイプ。これは大体、社長が兼業農家です。

もう一つが特定法人といまして、これが新しい特区の全国展開バージョンですが、市町村を間に介しまし  
て農地を借りて、建設会社のみで参入する方法です。

その中で、今、起こっている新しい農業革命というのは、例えば次の 14 の農作業受託。これは、分散した複数の農地の耕作ですが、そこに建設業が入りますと、工程管理を持ち込みます。要は、建設業は複数現場をいかに人と機材をうまく回して、生産効率を上げるかという産業ですので、それを持ち込んで生産効率を上げることに、一生懸命努めております。農家の方は高齢化しておりますので、その中で特に重労働な部分を建設業が担うという形もあります。農業土木をやっている企業が多いんですが、農業土木をやりながら、機械を持っておりますので、ついでに耕したり植えたりするのもやっているという形が多いです。

建設業の悩みの種は、通年で仕事が確保できないということです。その中で、例えば農業の田植えなど、春から初夏は忙しいのですが、ちょうどこの時期には公共事業があまりありません。農業を組み合わせると上手に平準化しています。また、逆に建設業が暇なときに植えて、暇なときに収穫できる作物を選んだり、みんなそれぞれ苦労しています。農作業の日当は安いんですけども、遊ばせているよりはましということで頑張って、農業・建設業兼業会社をつくっております。

次に挙げておりますのは、愛媛県の金亀建設さんです。北海道などでしたら農業コントラというのは、例えば 1社で 2,780ha やっている日野組とかもあって、大規模に展開しているんですが、愛媛で 300 枚とか 400 枚とかの田んぼをやっています。田んぼが小さいものですから、道路舗装と農業の兼業で、うちの社員は道路舗装と農業と両方できなければいけないという多機能化を進めておりまして、道路作業と農場を同じ工程管理のチャートにおいて、人を遊ばせないように配置したり、いろんなアグリビジネス展開もしております。農業関係の方々が考える農業関連ビジネスは加工とか販売ですが、建設業が入ると環境などが入ってきまして、食品残渣を受け入れて、それで堆肥をつくりながら農業をやるというような、そこで扱った微生物で環境浄化ビジネスに乗り出すというような、全く新しいタイプのアグリビジネスというものの芽も生まれております。

新潟県の頸城建設などは農業土木をやっておりますので、結構ちゃんとした堆肥をつくって、土づくりから始めています。建設会社がつくる農産物はおいしいものが多いです。廃村になったところを開墾して、おいしいお米を農薬を使わずに作り、コンビニや高級食品を取り扱うスーパーで、最高値で売られています。ただし、スーパーの安定供給の要望に応えるために、堆肥を近隣の農家 30 件に分けて、自分と同じようにつくってもらっています。これは本当に行かれたらびっくりするぐらいの廃村を復活させたところなんですが、そこに新しい地域ブランドというのが生まれるという兆しが、今、出始めております。

その次のパターンは宮城県県のヒーローさんですけども、これは米づくりの名人。日本の農業にはすばらしい方がいっぱいおられて、その名人を副社長に迎えて、その方の農法で無農薬のひとめぼれを 80ha の田んぼで作っています。その先生指導のお米というので売り出している。

こういうような新しい、農家の名人と企業の連携というような、建設業は ISO で鍛えられたマニュアル人間でございまして、マニュアル通りに施工するというので、名人の方に素直ないい生徒だと褒められております。また、結構多いのが野菜工場です。これは天候に左右されないの、いけるのではないかと、私は心ひそかに思っております。ですから、空いた工業団地を野菜工場にしようという国策があるといいかと思ったりもしています。

悩みの種は燃料です。非常に油が高いので、できれば林業を復活させながら森林バイオマスで、木くずボイラーで燃やせば、すごくいい中山間地の新しいビジネスになるのではないかという芽が出始めております。ここにも建設業が入っています。

その他として、大分県の宇佐重機さんは町の減反対象田 60ha をすべて1社で引き受けまして、「いいちこ」という焼酎をつくっている宇佐市なんですけれども、いいちこの工場が求める麦を、60ha の畑に機械を入れてつくっています。

こういうのが新しい減反対象にとっての農業の形ではないかと思うんですが、そこで共通の課題は販路でして、結局、農工連携というのは、物をつくるのは結構つくれるんですが、どうやって売ったらいいかわからない。先ほど人材派遣の話が出ましたけれども、実は地方の企業は、売るというノウハウが少ない企業が多いものですから、その辺もどこかお心にとめていただけたらと思っております。

建設帰農による新しい農業というのは、例えば有機栽培などでつくったものを東京の市場へ売りに行くんですけれども、建設業は、結構写真を撮ります。堆肥を入れるときには、黒板に何月何日堆肥を入れるとか書いて、いちいち写真を撮って、それが大体作物がなるころには、「私のアルバム」になっていまして、それがすばらしいトレーサビリティだと言われているので、ここから面白いことが起きたらいいなと思っております。

あと、耕作放棄地を復活させる機械力を持ってありますし、もう1点、不思議なのは、これはビジネスの芽になるのではないかと思います。建設機械はすごく安いんですけれども、農業機械はすごく高いんです。ですから、日本の建設機械というのは中国でもよく売れるというぐらい価格競争力があるので、あの技術がもう少し農業に入ってくると、農業の機械革新になるのではないかというような気もしております。

ただし、今のような建設業から農業というのは、勿論、農業の方がやっていらっしゃるいろんな創意工夫の延長上にあるものもありますけれども、やはり異業種ならではの新しい分野も開きつつございまして、そういったところをもっと伸ばしていきたいと思っております。ただし、異業種の農業参入における課題というのは、農外の企業が農業に行ったとき、例えば農作業受託の企業は、作業だけやる人というのは農地法第1条で農業者に入っておりません。農業者というのは、戦後の農地改革で自作農だけです。これは企業小作です。ですから、農業の融資の対象外ですし、補助金の対象外ということなので、非常に皆辛い思いをしております。

特に、融資が一番つらい思いをしております。建設業もほとんど底割れに近づいており、建設業に対してお金を貸してくれるところがないというのが現実でございまして、今、芽が出ている企業も、本業のあまりの悪化に次の融資が続かないという、すごくつらい正念場を迎えておりますので、そういうこともよくお察しの上でいろんな御支援をいただければと思います。

林業ですが、林業は、今ちょうど日本に木がいっぱい生えて、育てておりまして、そろそろ切りごろです。しかも、中国が木を使ってくださって、ロシアが伐採制限を始めていただいておりますので、今、林業復活のビッグチャンスがきております。林業では、路網整備というのが大事で、山の中に細い、キャタピラーなどが動くような小道を付ければ機械化できて、生産性が向上するんですが、日本は林道という舗装道路は付いていても、キャタピラーなどの作業機械が行くような作業道がほとんどないんです。ですから、中山間の建設業はそれが余っておりますので、その方々を上手に使いながら、路網整備から始める。それで、長期の伐期計画を入れる。10年毎に間伐した木を利用しながら、100年経過したところで主伐する。長期計画をもとに、木を育てながら計画的に切るというような林業に変えていきますと、1回目の間伐は路網という作業道とかをつくるのにお金がかかるんですが、2回目は道がありますから、補助金が少なくてもできる。3回目は木が大きくなっていますから、収益産業になるということで、実は日本の山もやり方を変えれば十分な収益産業になると思います。その一つのかぎは、いかに広く集約化していくかということと、路網整備と機械化にどうやって投

資していくかということでございます。

ですので、決して日本の農山村を非常に近視眼的に3年、5年というスパンでご覧にならずに、10年、20年という中で産業を育てていくというところも是非お考えになられながら地域力再生というものを進めていただきたいと思っております。

もう一つだけ申し上げますと、日本の森には年間 8,000 万立米の木が大きく育っているんです。毎年消費するのが 8,000 万立米で、実は使っている木と毎年育っている木が同じ量なので、本来であれば木材自給率は大きくなっていいんですが、実際は日本の木材自給率はわずか2割で、8割を海外から輸入している。日本の山をちゃんと間伐しないで荒廃させながら、海外では一部で違法伐採もしているというとてもない状況でございます。

ですので、建設業は木材ユーザーですから、彼らが路網をつくりながら林業にいて、ついでに自分たちで木を使って地産地消で回しますと木材自給率も高まります。そして、日本の山がもう一回資産価値を持つようになったら、中山間地が豊かになるということもありますので、そういった視点も、是非持っていただければと思っております。

最後に「5 地域自立へ『複業』のすすめ」という所をお話しさせていただくんですが、農業とかを地方へ行って見ますと、農業単独で本当に自立できるのかというのは結構な疑問です。それから、建設会社も、日本の国土は結構脆弱なものですから、各地域に風土をよく知る地域の建設会社は必要なんですけれども、その会社がとても公共事業一本でやっていけるとは思えない。そうであれば、建設業をやりながら、農業もやり、林業もやるというような、複数の業種を一緒にやるような会社というのがやはり地方の自立には必要なのではないかと思っております。現実にかような企業が、今たくさん建設業の新分野進出の中で生まれております。今そういう芽がどんどん出ております。

地方はマーケットが小さいので、農業だけでなく、農業をしながら民宿もし、どぶろくもつくって自立というようなことも、是非心に入れていただければと思います。そういった例は結構いっぱい出ているんですが、先ほど申し上げましたように、野菜バイオ工場に林業を組み合わせるといった形も出始めておりますが、結構有望でございますので、是非伸ばしていただけたらと思います。

あと、介護と住宅というようなものを組み合わせるのも、いろんなパターンが出ておりますので、建設という枠を取り払って、そういう地域や生活を支える産業となっていけば、何とか地域の自立型の企業というのできるのではないかという思いがしております。

そのためにも、農業は農業だけで管理する、建設業は建設業だけできちんとやってくださいという業行政があるわけですが、今の業行政は余りにも緻密過ぎて、もっと簡素化していただかないととてもやっていけない。

それから、小さな町で商工会と農協と建設業協会があって、それぞればらばらにするのではなくて、北海道の大樹町などがそうなんですが、建設業協会と農協がタイアップしまして、農作業の人が足りないところを建設業で補いながら特産品をつくっている。それを商工会が売るといったようなやり方だってあります。これからは、農・工・商連携というものを進めていくべきではないかと思っております。

最後に本当に厳しい現実を申し上げます。建設業の新分野進出は実際に進んでおります。

私は建設トップランナーフォーラムという全国組織をつくりまして、実際に多角化された方といろいろ手に手



を取り合っ前に進めております。建設トップランナーフォーラムは、毎回 300 人以上が地方から自費でみんな集まってくるぐらい、一生懸命盛り上げてやっております。そのトップランナーの人たちは恐らく皆様方からすれば、建設業の中では前向きで優秀な経営者たちでございますが、その経営者たちですら、公共事業の方の縮減の中で、次の目が出る前に倒産の危機を迎えております。中には、本業を倒産させて事業分割で生き残るという道を選ぶ企業も出ております。また、そういうトップランナーではない、何もしない企業がどんどんだめになっておりまして、入札改革の下でいい企業も悪い企業もみんなくじ引き入札になって、みんなそろってだめになっていくという、建設業は最も悪い縮小路線を走っております。

その中で、是非お考えいただきたいのは、最後のページですけれども、建設業自身の再編を進める。やめたくてもやめられない企業もいるものですから、そういう社長さんたちには廃業ファンドですとか、廃業手続の迅速化、これは特別立法できたらいいなどは思っておりますけれども、やめても下手に夜逃げをしなくても、社長さんが自己破産しても人に迷惑をかけなければもう一回再起ができるような廃業支援。あとは風土を熟知した中核の地域建設会社がきちんと残りませんと国土は守れませんし、地方が崩壊してしまいますので、やる気のある企業を、是非地域力再生機構で立て直しをお手伝いいただきたいと思っております。その中には、いわゆる財政だけではなくて、販路拡大というようなところも人材の御支援を頂ければと思っています。

それから、今までのようにみんな平等に扱っていて、みんなそろってだめになっていくというのはそろそろ終止符を打ってほしい。元気があって、やる気があって、しかも、地域のビジネスに多角化して地域を支える企業になるという企業があれば支援して頂きたい。恐らくその企業も建設業自身が本当にすごい勢いで縮小して、収益が悪化しているわけですから、皆様方の基準から見たらとても助けるに値しないかもしれませんが、そういうところまで切り捨ててしまうと、過疎の進む地方で地域を支える企業が本当になくなって、地域崩壊につながりかねない問題になってしまいますので、やや温かみのある目で見ただいて、むしろ育てようというような意識もお持ちになられて、基準に満たなくても、そこは地域力再生、国のお金を入れているものだということで、育てる方で御支援をいただけたらと心から願っております。地方建設業は本当に大変でございますけれども、決してみんながぶら下がりをやっているわけではなくて、一生懸命その中で地域を支えようと思って頑張っている企業はたくさんありますので、そういう企業を是非応援していただきたいと思えます。

早口で済みません。どうもありがとうございます。(拍手)

○高木座長 ありがとうございます。

大変なお話を聞いてしまったので、改めて勉強させていただきたいと思えます。

先生、どうもありがとうございました。

それでは、今後の日程等について事務局から御連絡をお願いいたします。

○山崎次長 (今後の日程について説明)

### 3. 閉会

○高木座長 それでは、これで議事を終わります。お忙しい中ありがとうございました。

以上